

証券コード 1890  
平成24年6月12日

株 主 各 位

大阪府中央区高麗橋四丁目1番1号  
**東洋建設株式会社**  
代表取締役社長 毛利茂樹

### 第90回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第90回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成24年6月27日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 平成24年6月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪府中央区本町四丁目1番52号（北御堂下）  
大阪会館ホール
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第92期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）事業報告、計算書類報告の件
  2. 第92期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 株式併合の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役10名選任の件
- 第5号議案 監査役2名選任の件

#### 4. 招集に当たっての決定事項

株主総会にご出席いただけない場合、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。

ただし、代理権を証明する書面及び議決権行使書用紙のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.toyo-const.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当期における我が国経済は、平成23年3月に発生した東日本大震災の影響による景気後退から緩やかな持ち直しの動きが見られましたが、期の後半には、欧州債務危機に端を発する世界経済の減速や、円高の長期化、原油価格の上昇などから先行き不透明な状況で推移しました。

建設業界におきましては、公共投資は震災の復旧・復興が本格化し、平成7年度以降の漸減傾向に歯止めがかかりました。一方、民間投資は被災した設備の復旧などにより緩やかな回復基調にありましたが、円高進行による製造拠点の国外シフトや、海外の景気減速を受け、微増にとどまりました。

このような状況のなか、当社は平成23年度を初年度とする中期経営計画の達成に向け、「優れた技術と顧客からの信頼で、更なる企業価値向上を目指すこと」を基本方針に掲げ、国内土木事業、国内建築事業および海外建設事業につきまして、以下の取り組みを実行してまいりました。

国内土木事業におきましては、岩手県宮古港、宮城県石巻港の湾内航路の復旧をはじめ、岩手県釜石港、福島県相馬港の防波堤復旧工事や、宮城県亘理処理区の災害廃棄物処理業務など、被災地域の早期復興に向けて全社的対応を行うとともに、全国において得意分野である海上土木に注力してまいりました。

国内建築事業におきましては、震災直後の民需縮小の影響や、価格競争の激化から苦戦を強いられましたが、医療・福祉などの成長分野や、公共事業へ注力し、事業量の確保を図ってまいりました。

海外建設事業におきましては、新たにケニア、インドネシアにおいて、大型港湾工事を受注するなど、事業量の拡大を図るとともに、施工中の工事につきましては安定した収益の確保に努めてまいりました。

当期はこのような取り組みを行ってまいりました結果、受注高につきましては、国内土木事業は824億円（前期比103.5%増）、国内建築事業は391億円（前期比7.7%減）、海外建設事業は298億円（前期は17億円）、不動産事業は7億円（前期比3.5%増）となり、受注高の合計は1,521億円（前期比78.4%増）となりました。

主な受注工事は、

|                |                                       |
|----------------|---------------------------------------|
| ケニア共和国ケニア港湾公社  | モンバサ港コンテナターミナル建設工事                    |
| 国土交通省          | 釜石港湾口地区湾口防波堤（災害復旧）ケーソン撤去工事（その3）、（その4） |
| 北陸電力株式会社       | 富山新港火力発電所石炭灰処分場C区画増設工事のうち土木工事         |
| 国土交通省          | 平成23年度庄内川岩塚地区河道掘削工事                   |
| 栄・常盤地区市街地再開発組合 | 佐世保市栄・常盤地区第一種市街地再開発事業施設建築物新築工事        |
| 防衛省            | 陸自木更津(23震災関連)庁舎等新設建築その他工事             |

等であります。

売上高につきましては、国内土木事業は448億円（前期比33.3%減）、国内建築事業は465億円（前期比43.6%増）、海外建設事業は75億円（前期比24.9%減）、不動産事業は7億円（前期比39.4%減）となり、売上高の合計は996億円（前期比10.1%減）となりました。

主な完成工事は、

|                        |                           |
|------------------------|---------------------------|
| 国土交通省                  | 堀之内地区函渠その2工事              |
| 国土交通省                  | 大阪港北港南地区航路（-16m）浚渫工事      |
| 中日本高速道路株式会社            | 第二東名高速道路静岡東工事             |
| 中国電力株式会社               | 三隅発電所石炭灰（乾灰）受入・埋立処理設備設置工事 |
| 社会医療法人生長会<br>社会福祉法人悠人会 | （仮称）堺市菱木複合施設新築工事          |
| センコー株式会社               | （仮称）センコー野田PDセンター新築工事      |

等あります。この結果、建設事業の次期への繰越高は1,167億円（前期比81.3%増）となりました。

利益面につきましては、営業利益は16億円（前期比56.2%減）、経常利益は10億円（前期比65.0%減）となり、これに法人税等を計上いたしました結果、当期純利益は8億円（前期比21.0%減）となりました。

### 当期の受注高・売上高・繰越高

（単位：百万円）

| 区 分      |      | 前期繰越高              | 当期受注高   | 当期売上高  | 次期繰越高   |
|----------|------|--------------------|---------|--------|---------|
| 建設<br>事業 | 国内土木 | 20,303             | 82,423  | 44,805 | 57,920  |
|          | 国内建築 | 36,790             | 39,108  | 46,565 | 29,334  |
|          | 海外建設 | (7,300)<br>7,157   | 29,896  | 7,533  | 29,521  |
|          | 計    | (64,395)<br>64,251 | 151,428 | 98,904 | 116,776 |
| 不動産事業    |      | 0                  | 705     | 705    | 0       |
| 合 計      |      | (64,395)<br>64,251 | 152,134 | 99,609 | 116,776 |

（注）前期繰越高の上段（）内表示額は、前期における次期繰越高を表し、下段表示額は当期の外国為替相場が変動したため海外繰越高を修正したものであります。

### (2) 設備投資等の状況

当期に実施いたしました設備投資の総額は9億円であり、主なものは作業台船の取得によるものであります。

### (3) 資金調達の状況

平成24年3月26日に金融機関8行と総額100億円のシンジケーション方式によるコミットメントライン（融資枠）設定契約を締結いたしております。

#### (4) 対処すべき課題

今後の我が国経済につきましては、原油高や電力不足などの懸念はありますものの、個人消費や企業の生産活動は徐々に拡大し、成長過程に向かうと予想されます。

建設業界におきましては、公共投資は震災復興のための予算執行や、防災・減災意識の高まりから、緩やかな増加が見込まれます。

民間建設投資につきましては、施設の耐震補強や住宅投資など、復興需要が押し上げ要因となり、緩やかな回復基調になると予測されます。

国土交通省の施策では、災害に強い社会基盤の整備や、成長戦略の推進による国際コンテナ・バルク戦略港湾の整備などが重点項目として挙げられております。

このような環境下におきまして、当社は中期経営計画の達成に向け、以下の基本戦略を実行してまいります。

- ①安全をすべてに優先し、コンプライアンスとコーポレート・ガバナンスの強化
- ②東日本大震災の復興に向けての全社的な対応を行い、国内外とも海上土木分野に集中
- ③海上土木分野における保有設備・技術のスクラップ&ビルド
- ④建築事業と陸上土木分野については、利益を重視した効率的な事業量確保
- ⑤信頼に足る企業を目指してCSR（社会的責任）の実践

役職員一同、これらの基本戦略に基づく諸施策を着実に実行し、業績向上を期する所存であります。株主の皆様の一層のご高配とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                | 第89期<br>(平成20年度) | 第90期<br>(平成21年度) | 第91期<br>(平成22年度) | 第92期<br>(平成23年度) |
|--------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 受 注 高 (百万円)        | 110,692          | 111,496          | 85,257           | 152,134          |
| 売 上 高 (百万円)        | 136,816          | 124,516          | 110,751          | 99,609           |
| 内 建 設 事 業 (百万円)    | 136,161          | 122,705          | 109,587          | 98,904           |
| 内 不 動 産 事 業 (百万円)  | 655              | 1,811            | 1,164            | 705              |
| 営 業 利 益 (百万円)      | 2,797            | 2,992            | 3,780            | 1,656            |
| 経 常 利 益 (百万円)      | 1,769            | 2,219            | 3,042            | 1,065            |
| 当 期 純 利 益 (百万円)    | 512              | 756              | 1,069            | 844              |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 | 1円28銭            | 1 円99銭           | 2円90銭            | 2円24銭            |
| 総 資 産 (百万円)        | 107,737          | 96,007           | 92,075           | 104,448          |
| 純 資 産 (百万円)        | 18,992           | 19,563           | 20,420           | 21,254           |

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ①親会社の状況

該当事項はありません。

### ②重要な子会社の状況

| 会 社 名                        | 資 本 金           | 当社の出資比率  | 主 要 な 事 業 内 容              |
|------------------------------|-----------------|----------|----------------------------|
| 株 式 会 社 ト マ ッ ク              | 百万円<br>100      | %<br>100 | 土木工事の請負及び工事用船舶・機械の設計、修理、賃貸 |
| とうけん不動産株式会社                  | 100             | 100      | 不動産の売買、賃貸借、仲介              |
| タチバナ工業株式会社                   | 70              | 49       | 土木工事の請負及び工事用船舶の管理運営・売買     |
| 東建サービス株式会社                   | 48              | 41       | 建築工事の請負及び建物管理              |
| CCT CONSTRUCTORS CORPORATION | 千PESO<br>10,000 | 40       | 土木建築工事の請負                  |

### ③企業結合の成果

当期末における連結子会社は、上記の重要な子会社を含め8社であり、持分法適用会社はありません。当期の連結売上高は1,079億円(前期比11.6%減)、連結当期純利益は9億円(前期比24.6%減)であります。

## (7) 主要な事業内容

当社は建設業法により、特定建設業者「(特-19)第2405号」として国土交通大臣許可を受け、海上土木、陸上土木、建築並びにこれらに関連する事業を行っております。

また、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者「(12)第1385号」として国土交通大臣免許を受け、不動産に関する事業を行っております。

(8) 主要な営業所等

|       |                                                                                                                                                  |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本店    | 大阪府中央区高麗橋四丁目1番1号                                                                                                                                 |
| 本社    | 東京都江東区青海二丁目4番24号                                                                                                                                 |
| 支店    | 北海道支店(札幌市) 東北支店(仙台市)<br>東関東支店(千葉市) 関東支店(東京都江東区)<br>横浜支店(横浜市) 北陸支店(金沢市)<br>名古屋支店(名古屋市) 大阪本店(大阪市)<br>中国支店(広島市) 四国支店(高松市)<br>九州支店(福岡市) 国際支店(東京都江東区) |
| 技術研究所 | 鳴尾研究所(西宮市)、美浦研究所(茨城県稲敷郡美浦村)                                                                                                                      |
| 海外営業所 | マニラ営業所、ハノイ営業所、ジャカルタ営業所                                                                                                                           |

(9) 従業員の状況

| 従業員数   | 前期末比増減数 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|--------|---------|-------|--------|
| 1,234名 | 122名減   | 43.1歳 | 17.8年  |

- (注) 1. 上記従業員数には、出向者42名、海外現地採用者59名が含まれております。  
2. 平成23年4月に実施した特別転身支援制度により66名が退職しております。

(10) 主要な借入先

| 借入先             | 借入額   |
|-----------------|-------|
|                 | 百万円   |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行   | 4,152 |
| 株式会社みずほコーポレート銀行 | 2,303 |
| オリックス銀行株式会社     | 1,950 |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社   | 1,914 |
| 株式会社三井住友銀行      | 1,625 |

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。



## 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式の総数 588,294,000株  
     普通株式 570,000,000株  
     優先株式 18,294,000株

(2) 発行済株式の総数 400,355,919株  
     普通株式 400,355,919株  
     (自己株式196,531株を含む)

(3) 株主数 30,542名

### (4) 大株主（上位10名）

| 株主名                 | 持株数    | 持株比率  |
|---------------------|--------|-------|
|                     | 千株     | %     |
| 前田建設工業株式会社          | 80,738 | 20.17 |
| 大和証券キャピタル・マーケット株式会社 | 8,839  | 2.20  |
| 東洋建設共栄会             | 8,618  | 2.15  |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行       | 6,503  | 1.62  |
| 川端泰雅                | 6,363  | 1.59  |
| 日本証券金融株式会社          | 4,883  | 1.22  |
| 株式会社こんどう            | 4,000  | 1.00  |
| 松井証券株式会社            | 3,685  | 0.92  |
| 東洋建設従業員持株会          | 3,538  | 0.88  |
| 東京海上日動火災保険株式会社      | 3,423  | 0.85  |

(注) 1. 持株比率は自己株式（196,531株）を控除して計算しております。  
 2. 千株未満は、切り捨てて表示しております。

#### (5) その他株式に関する重要な事項

平成15年9月27日に発行いたしました第二回優先株式14,556,000株につきまして、平成24年1月20日付の2,100,000株の取得請求権行使をもって、全株式の普通株式への転換が完了いたしました。また、平成24年2月10日開催の取締役会においてその消却の決議を行い、同日付で当該優先株式を全て消却いたしました。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### 4. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等

(平成24年3月31日現在)

| 会社における地位 | 氏名    | 担当及び重要な兼職の状況                  |
|----------|-------|-------------------------------|
| 代表取締役会長  | 赤井憲彦  |                               |
| 代表取締役社長  | 毛利茂樹  | 執行役員社長                        |
| 取締役      | 前田正孝  | 執行役員副社長 土木事業本部・総合技術研究所管掌      |
| 取締役      | 大江秀次  | 執行役員副社長 建築事業本部管掌              |
| 取締役      | 中本義人  | 専務執行役員 経営企画室・総合監査部管掌          |
| 取締役      | 濱邊修一  | 専務執行役員 関東支店長                  |
| 取締役      | 二浪誠一  | 常務執行役員 管理本部・CP・リスク管理部管掌兼CSR担当 |
| 取締役      | 片山善和  | 常務執行役員 土木事業本部長兼安全環境部管掌        |
| 取締役      | 武澤恭司  | 常務執行役員 建築事業本部長                |
| 常勤監査役    | 城野水雄  |                               |
| 常勤監査役    | 阪田悦紹  |                               |
| 常勤監査役    | 徳永和也  |                               |
| 監査役      | 川崎登志嗣 |                               |

- (注) 1. 監査役宮本敏之は、平成23年6月29日開催の第89回定時株主総会終了の時をもって辞任いたしました。
2. 監査役阪田悦紹、徳永和也及び川崎登志嗣の3氏は、社外監査役であります。
3. 監査役川崎登志嗣は、東京証券取引所及び大阪証券取引所規則に定める独立役員として両取引所に届け出ております。
4. 監査役城野水雄は、長年における当社経理部門の経歴を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 平成24年4月1日付で次のとおり担当職務の変更がありました。

| 会社における地位 | 氏名   | 担当職務                   |
|----------|------|------------------------|
| 取締役      | 中本義人 | 専務執行役員 総合監査部管掌         |
| 取締役      | 濱邊修一 | 専務執行役員 土木事業本部長兼安全環境部管掌 |
| 取締役      | 片山善和 | 専務執行役員 国際事業管掌          |
| 取締役      | 二浪誠一 | 常務執行役員 経営管理本部管掌兼CSR担当  |

(参考)

取締役を兼務していない執行役員は次のとおりであります。

(平成24年3月31日現在)

| 会社における地位 | 氏名    | 担当職務              |
|----------|-------|-------------------|
| 常務執行役員   | 野瀬孝義  | 建築事業本部副本部長        |
| 常務執行役員   | 関口建司  | 土木事業本部副本部長        |
| 常務執行役員   | 馬庭秀秋  | 九州支店長             |
| 常務執行役員   | 宮脇清文  | 大阪本店長             |
| 常務執行役員   | 森山越郎  | 土木事業本部副本部長兼土木企画部長 |
| 執行役員     | 瀬尾雅之  | 建築事業本部副本部長        |
| 執行役員     | 三宅達夫  | 総合技術研究所長兼鳴尾研究所長   |
| 執行役員     | 関口伸吾  | 土木事業本部土木部長        |
| 執行役員     | 前田涼一  | 土木事業本部土木技術部長      |
| 執行役員     | 木和田雅也 | 土木事業本部副本部長兼国際企画部長 |
| 執行役員     | 池田健太郎 | 管理本部長             |
| 執行役員     | 杉本俊介  | 国際支店長             |
| 執行役員     | 馬淵敏彦  | 土木事業本部営業第一部長      |
| 執行役員     | 平田浩美  | 大阪本店建築事業統括        |
| 執行役員     | 河瀬伸幸  | 経営企画室長兼企画部長       |

平成24年4月1日付で次のとおり担当職務の変更がありました。

| 会社における地位 | 氏 名       | 担 当 職 務                 |
|----------|-----------|-------------------------|
| 常務執行役員   | 森 山 越 郎   | 関東支店長                   |
| 執行役員     | 三 宅 達 夫   | 総合技術研究所長                |
| 執行役員     | 関 口 伸 吾   | 北陸支店長                   |
| 執行役員     | 池 田 健 太 郎 | 経営管理本部長                 |
| 執行役員     | 馬 淵 敏 彦   | 土木事業本部副本部長兼営業第一部長       |
| 執行役員     | 河 瀬 伸 幸   | 経営管理本部副本部長兼経営企画部長兼財務部長  |
| 執行役員     | 岸 川 剛 史   | 土木事業本部営業第三部長            |
| 執行役員     | 橋 本 勝     | 安全環境部長                  |
| 執行役員     | 近 石 光 正   | 東北支店長                   |
| 執行役員     | 大 柳 聖 一   | 建築事業本部担当(平成24年4月16日付就任) |

- (注) 1. 岸川剛史、橋本勝及び近石光正の3氏は同日付で執行役員に就任いたしました。  
 2. 常務執行役員野瀬孝義、執行役員瀬尾雅之の両氏は平成24年3月31日付で退任いたしました。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分                | 人 員      | 報酬等の額      |
|--------------------|----------|------------|
|                    | 名        | 百万円        |
| 取 締 役              | 9        | 167        |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 6<br>(4) | 40<br>(25) |
| 合 計                | 15       | 208        |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成14年6月27日開催の第80回定時株主総会において、月額25百万円以内とする旨承認をいただいております。  
 2. 監査役の報酬限度額は、平成10年6月26日開催の第76回定時株主総会において、月額6百万円以内とする旨承認をいただいております。  
 3. 人数及び金額には、平成23年6月29日開催の第89回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名を含んでおります。

### (3) 社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

②他の法人等の社外役員としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

③会社または会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係について

該当事項はありません。

④当事業年度における主な活動状況

|            | 取締役会（30回開催） |        | 監査役会（35回開催） |        |
|------------|-------------|--------|-------------|--------|
|            | 出席回数(回)     | 出席率(%) | 出席回数(回)     | 出席率(%) |
| 常勤監査役 阪田悦紹 | 29          | 97     | 35          | 100    |
| 常勤監査役 徳永和也 | 22          | 100    | 23          | 100    |
| 監査役 川崎登志嗣  | 21          | 95     | 23          | 100    |

(注) 1. 常勤監査役徳永和也、監査役川崎登志嗣の両氏は平成23年6月29日開催の第89回定時株主総会で監査役に選任されましたので、取締役会、監査役会の出席率は、就任後の開催回数で計算しております。

2. 取締役会及び監査役会における発言状況

常勤監査役阪田悦紹、徳永和也及び監査役川崎登志嗣の3氏は、他社における長年の経験に基づいた豊富な知見からの発言を適宜行っております。

⑤責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款第41条第2項に設けておりますが、責任限定契約は締結しておりません。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                   |       |
|-----------------------------------|-------|
| ①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額              | 51百万円 |
| ②当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 54百万円 |

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の額にはこれらの総額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対し、海外における税務申告のための英文による証明書発行業務及び国際財務報告基準(IFRS)への移行等に係る助言業務を委託しております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等は、解任または不再任の検討を行い、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的事項といたします。

監査役会は、会計監査人が会社法または公認会計士法等の法令に違反・抵触したと認められる場合、その事実に基づき当該会計監査人の解任の検討を行い、解任が妥当であると判断した場合は、会計監査人を解任いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### 内部統制システムについて

#### (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役、執行役員及び使用人は、「経営理念」、「行動規範」、「行動指針」を最優先すべき基本的判断基準として職務の執行にあたることにしております。
- ②経営管理本部管掌役員を委員長とするコンプライアンス委員会は、「コンプライアンスに関する方針の策定」、「法令遵守、企業倫理意識の普及と啓蒙方針の決定」、「役職員等からの重要な指摘や提案等への対応方針の決定」並びに「取締役会への活動報告」を行っております。
- ③経営管理本部総務部にコンプライアンスに関する事項を具体的に推進、実行させるとともに、法令遵守上疑義のある行為等を把握した場合は、適時適切にコンプライアンス委員会に報告するとともに、弁護士と連携しながら調査や指導を行う体制をとっております。
- ④総合監査部において、各部門の職務執行状況や内部統制の有効性と妥当性の確認を行うことにより、職務の執行の適正性を確保する体制をとっております。
- ⑤社内通報体制として社内・社外の双方に通報窓口を持つ内部通報制度を構築しております。

#### (2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①経営基本規程、組織関係規程等を定め、取締役の職務の執行が適正に行える体制を整備しております。
- ②執行役員制度を採用することにより取締役の員数を少なくし、経営の意思決定の迅速化を図っております。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①リスク管理規程及び防災規程を定め、経営管理本部経営企画部及び各担当部門が定められた日常リスクの管理を行うことにしております。
- ②大規模災害等の非常時対応を要する事態の発生時においては、被害・損失を最小限とするため、社長を本部長とする非常時対策本部を設置することにしております。
- ③首都圏直下型地震の発生を想定したBCP(事業継続計画)を策定しております。

**(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

- ①重要な会議の議事録、重要な事項に関する稟議書、契約書及びそれらの関連資料を法令、文書管理及び情報セキュリティに関する諸規程に基づき、適切に保管する体制をとっております。
- ②文書規程に基づき文書管理責任者を定めており、文書の管理を適切に行う体制を確保しております。

**(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ①関係会社管理規程に基づき当社グループ各社の重要な意思決定に際しての事前協議や指導を行うとともに、定期的に関係会社社長会を開催し、当社が関与して策定した経営計画の進捗等、経営状況のヒアリングを行っております。
- ②総合監査部において、当社グループ各社における業務執行状況や内部統制の有効性と妥当性の確認を行うことにより、業務の執行の適正性および経営の効率性・健全性を確保する体制をとっております。

**(6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- ①監査役が取締役会他の重要な会議に出席すること及び取締役会議事録や稟議書など重要な書類を随時閲覧できる体制を確保しております。
- ②取締役、執行役員及び使用人は、会社に重大な影響を与える事態の発生または発生の恐れがあるときは、速やかに監査役会に対し報告を行うことによりしております。
- ③取締役、執行役員及び使用人は、監査役が事業及び業務の報告を求めた場合、迅速かつ適切に対応することによりしております。



**(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ①取締役、執行役員及び使用人は、監査役会規程及び監査役監査実施要綱に基づく監査役の監査が、実効的に行われるよう協力する体制をとっております。
- ②監査役は、会計監査人、総合監査部及び当社グループ各社の監査役との連携を保ち、監査の有効性を高める体制をとっております。

**(8) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役の職務を補助すべき使用人は置いておりませんが、監査役または監査役会より職務補助者設置の要望があった場合は、職務補助者の選任を行うなど適切に対応することにしております。

**(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制**

- ①財務報告に係る内部統制として、関連する規程類の整備及び適正な運用を徹底し、信頼性のある財務報告を作成するための体制を整備しております。
- ②総合監査部において、財務報告に係る内部統制監査を実施し、内部統制の不備等の検出と各部門の是正を通じて財務報告の信頼性を確保するための体制の充実を図っております。

**反社会的勢力排除について**

**(1) 基本的な考え方**

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対し、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することにしております。

**(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況**

- ①総括部署を経営管理本部総務部としております。
- ②本社では全国暴力追放運動推進センター、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会や東京湾岸地区特殊暴力防止対策協議会、各支店においても地区の協議会などの外部団体と連携し、相談や情報収集を行い、反社会的勢力排除に取り組んでおります。
- ③コンプライアンスマニュアルに反社会的勢力に対する具体的な行動指針を定めており、定期的に研修を実施することにより周知徹底を図っております。
- ④反社会的勢力との取引を根絶するため、当社が取引業者との契約に使用する契約約款に、暴力団排除条項を導入しております。

# 貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目      | 金 額     | 科 目            | 金 額     |
|----------|---------|----------------|---------|
| (資産の部)   |         | (負債の部)         |         |
| 流動資産     | 70,715  | 流動負債           | 65,721  |
| 現金預金     | 28,592  | 支払手形           | 19,436  |
| 受取手形     | 351     | 工事未払金          | 12,396  |
| 完成工事未収入金 | 31,198  | 短期借入金          | 9,840   |
| 販売用不動産   | 133     | リース債務          | 22      |
| 未成工事支出金  | 2,618   | 未払法人税等         | 115     |
| 繰延税金資産   | 1,686   | 未払消費税等         | 2,092   |
| JV工事未収入金 | 2,252   | 未成工事受入金        | 15,327  |
| 立替金      | 2,651   | 預り金            | 4,751   |
| その他      | 1,243   | 完成工事補償引当金      | 246     |
| 貸倒引当金    | △12     | 工事損失引当金        | 166     |
| 固定資産     | 33,732  | 賞与引当金          | 432     |
| 有形固定資産   | 27,250  | その他            | 893     |
| 建物・構築物   | 12,513  | 固定負債           | 17,472  |
| 機械・運搬具   | 9,413   | 長期借入金          | 9,887   |
| 工具器具・備品  | 1,179   | リース債務          | 53      |
| 土地       | 21,698  | 土地再評価に係る繰延税金負債 | 2,758   |
| リース資産    | 111     | 退職給付引当金        | 4,236   |
| 建設仮勘定    | 384     | 資産除去債務         | 8       |
| 減価償却累計額  | △18,050 | その他            | 527     |
| 無形固定資産   | 158     | 負債合計           | 83,193  |
| 投資その他の資産 | 6,324   | (純資産の部)        |         |
| 投資有価証券   | 2,063   | 株主資本           | 18,541  |
| 関係会社株式   | 1,345   | 資本金            | 10,683  |
| 長期貸付金    | 1,476   | 資本剰余金          | 2,475   |
| 破産更生債権等  | 82      | 資本準備金          | 2,475   |
| 繰延税金資産   | 755     | 利益剰余金          | 5,396   |
| その他      | 962     | 利益準備金          | 110     |
| 貸倒引当金    | △359    | その他利益剰余金       | 5,286   |
| 資産合計     | 104,448 | 別途積立金          | 3,000   |
|          |         | 繰越利益剰余金        | 2,286   |
|          |         | 自己株式           | △13     |
|          |         | 評価・換算差額等       | 2,712   |
|          |         | その他有価証券評価差額金   | 86      |
|          |         | 土地再評価差額金       | 2,626   |
|          |         | 純資産合計          | 21,254  |
|          |         | 負債純資産合計        | 104,448 |

# 損益計算書

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目          | 金 額    |        |
|--------------|--------|--------|
| 売 上 高        |        |        |
| 完成工事高        | 98,904 |        |
| 不動産事業売上高     | 705    | 99,609 |
| 売 上 原 価      |        |        |
| 完成工事原価       | 92,046 |        |
| 不動産事業売上原価    | 428    | 92,475 |
| 売 上 総 利 益    |        |        |
| 完成工事総利益      | 6,857  |        |
| 不動産事業総利益     | 277    | 7,134  |
| 販売費及び一般管理費   |        | 5,477  |
| 営業利益         |        | 1,656  |
| 営業外収益        |        |        |
| 受取利息及び配当金    | 204    |        |
| その他の         | 60     | 265    |
| 営業外費用        |        |        |
| 支払利息         | 512    |        |
| コミットメント費用    | 173    |        |
| その他          | 170    | 856    |
| 経常利益         |        | 1,065  |
| 特別利益         |        |        |
| 転身支援引当金戻入益   | 183    |        |
| その他          | 15     | 199    |
| 特別損失         |        |        |
| 災害による損失      | 114    |        |
| 訴訟和解金        | 21     |        |
| その他          | 8      | 145    |
| 税引前当期純利益     |        | 1,118  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 115    |        |
| 法人税等調整額      | 158    | 273    |
| 当期純利益        |        | 844    |

## 株主資本等変動計算書

（平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで）

（単位：百万円）

|                             | 株 主 資 本 |       |             |       |          |             |             |      | 株主資本<br>合計 |
|-----------------------------|---------|-------|-------------|-------|----------|-------------|-------------|------|------------|
|                             | 資本金     | 資本剰余金 |             | 利益剰余金 |          |             |             | 自己株式 |            |
|                             |         | 資本準備金 | 資本剰余金<br>合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 |             | 利益剰余金<br>合計 |      |            |
|                             |         |       |             |       | 別<br>積立金 | 繰越利益<br>剰余金 |             |      |            |
| 平成23年4月1日残高                 | 10,683  | 2,475 | 2,475       | 69    | 3,000    | 1,891       | 4,961       | △13  | 18,106     |
| 事業年度中の変動額                   |         |       |             |       |          |             |             |      |            |
| 剰余金の配当                      |         |       |             | 40    |          | △450        | △409        |      | △409       |
| 当期純利益                       |         |       |             |       |          | 844         | 844         |      | 844        |
| 自己株式の取得                     |         |       |             |       |          |             |             | △0   | △0         |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |         |       |             |       |          |             |             |      |            |
| 事業年度中の変動額合計                 | -       | -     | -           | 40    | -        | 394         | 435         | △0   | 435        |
| 平成24年3月31日残高                | 10,683  | 2,475 | 2,475       | 110   | 3,000    | 2,286       | 5,396       | △13  | 18,541     |

|                             | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 |                |                  |                    | 純 資 産 合 計 |
|-----------------------------|-----------------|----------------|------------------|--------------------|-----------|
|                             | そ の 他<br>評 価    | 有 価 証 券<br>差 額 | 土 地 再 評 価<br>差 額 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 |           |
| 平成23年4月1日残高                 |                 | 78             | 2,235            | 2,314              | 20,420    |
| 事業年度中の変動額                   |                 |                |                  |                    |           |
| 剰余金の配当                      |                 |                |                  |                    | △409      |
| 当期純利益                       |                 |                |                  |                    | 844       |
| 自己株式の取得                     |                 |                |                  |                    | △0        |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |                 | 7              | 390              | 398                | 398       |
| 事業年度中の変動額合計                 |                 | 7              | 390              | 398                | 833       |
| 平成24年3月31日残高                |                 | 86             | 2,626            | 2,712              | 21,254    |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券

- |                     |                                                             |
|---------------------|-------------------------------------------------------------|
| ・満期保有目的債券           | 償却原価法（定額法）                                                  |
| ・子会社株式及び関連会社株式      | 移動平均法による原価法                                                 |
| ・その他有価証券<br>時価のあるもの | 決算期末日の市場価格等に基づく時価法<br>（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| 時価のないもの             | 移動平均法による原価法                                                 |

##### ②たな卸資産

- |                  |                                                 |
|------------------|-------------------------------------------------|
| ・未成工事支出金         | 個別法による原価法                                       |
| ・販売用不動産          | 個別法による原価法<br>（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）   |
| ・流動資産・その他（材料貯蔵品） | 先入先出法による原価法<br>（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定） |

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

##### ②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

##### ③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、当事業年度の完成工事高に対する将来の見積補償額及び特定工事における将来の補償費用を計上しております。

③工事損失引当金

当事業年度末における手持ち工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。

④賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

⑤退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事については、工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の当事業年度末における進捗度の見積りは、原価比例法によっております。

(5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

### 損益計算書

#### ①保険団体事務手数料

前事業年度において区分掲記しておりました「保険団体事務手数料」は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。なお、当事業年度における「保険団体事務手数料」の額は8百万円であります。

#### ②災害による損失

前事業年度において「災害による損失」は、特別損失の「その他」に含めて表示しておりましたが、特別損失の総額の100分の10を超えたため、区分掲記しております。なお、前事業年度における「災害による損失」の額は64百万円であります。

## 3. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保付債務

|                        |                     |           |
|------------------------|---------------------|-----------|
| ①担保に供している資産            | 完成工事未収入金            | 719百万円    |
|                        | 販売用不動産              | 41百万円     |
|                        | 建物・構築物              | 3,172百万円  |
|                        | 機械・運搬具（船舶）          | 354百万円    |
|                        | 土地                  | 21,634百万円 |
|                        | 投資有価証券              | 100百万円    |
|                        | 計                   | 26,023百万円 |
| 営業保証金の代用等として担保に供している資産 | 投資有価証券              | 23百万円     |
|                        | 計                   | 23百万円     |
| ②担保に係る債務の金額            | 短期借入金（長期借入金の振替分を含む） | 2,310百万円  |
|                        | 流動負債・その他（未払金）       | 24百万円     |
|                        | 長期借入金               | 8,849百万円  |
|                        | 固定負債・その他（長期預り金）     | 94百万円     |
|                        | 固定負債・その他（長期未払金）     | 74百万円     |
|                        | 計                   | 11,353百万円 |

|                                                                              |                                                                                                                                                                                                                            |           |
|------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| (2) 保証債務の内容および金額                                                             |                                                                                                                                                                                                                            |           |
| 銀行借入金についての保証                                                                 |                                                                                                                                                                                                                            | 733百万円    |
| 住宅分譲前金保証                                                                     |                                                                                                                                                                                                                            | 91百万円     |
| (3) 受取手形割引高                                                                  |                                                                                                                                                                                                                            | 754百万円    |
| (4) 関係会社に対する金銭債権、債務                                                          |                                                                                                                                                                                                                            |           |
| 関係会社に対する短期金銭債権                                                               |                                                                                                                                                                                                                            | 2,848百万円  |
| 関係会社に対する長期金銭債権                                                               |                                                                                                                                                                                                                            | 1,551百万円  |
| 関係会社に対する短期金銭債務                                                               |                                                                                                                                                                                                                            | 1,250百万円  |
| (5) 事業用土地の再評価                                                                |                                                                                                                                                                                                                            |           |
| 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。 |                                                                                                                                                                                                                            |           |
| ・再評価の方法                                                                      | 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格（一部は同条第2号に定める国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格、同条第4号に定める地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価）に合理的な調整を行って算出 |           |
| ・再評価を行った日                                                                    | 平成12年3月31日                                                                                                                                                                                                                 |           |
| ・再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額                                        |                                                                                                                                                                                                                            | △8,675百万円 |
| (6) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額                                                   |                                                                                                                                                                                                                            | 45百万円     |

#### 4. 損益計算書に関する注記

|                       |           |
|-----------------------|-----------|
| (1) 工事進行基準による完成工事高    | 27,938百万円 |
| (2) 売上高のうち関係会社に対する部分  | 4,626百万円  |
| (3) 売上原価のうち関係会社からの仕入高 | 4,715百万円  |
| (4) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額 | 139百万円    |
| (5) 関係会社との営業取引以外の取引高  | 191百万円    |

#### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

|                   |          |
|-------------------|----------|
| 期末日における自己株式の種類及び数 |          |
| 普通株式              | 196,531株 |



## 6. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

|              |           |
|--------------|-----------|
| 繰延税金資産       |           |
| 販売用不動産評価損    | 1,729百万円  |
| 退職給付引当金      | 1,509百万円  |
| 事業用土地減損      | 768百万円    |
| 繰越欠損金        | 733百万円    |
| 賞与引当金        | 164百万円    |
| 貸倒引当金        | 71百万円     |
| その他          | 434百万円    |
| 繰延税金資産小計     | 5,409百万円  |
| 評価性引当金       | △2,920百万円 |
| 繰延税金資産合計     | 2,489百万円  |
| 繰延税金負債       |           |
| その他有価証券評価差額金 | △47百万円    |
| 繰延税金負債合計     | △47百万円    |
| 繰延税金資産の純額    | 2,441百万円  |

### (2) 実効税率の変更

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率が40.69%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については38.01%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については35.64%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債を控除した金額）は170百万円減少し、法人税等調整額は177百万円、その他有価証券評価差額金は6百万円、それぞれ増加しております。また、再評価に係る繰延税金負債は390百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。また、欠損金の繰越控除制度が平成24年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の80相当額が控除限度額とされることに伴い、繰延税金資産の額は187百万円減少し、法人税等調整額は同額増加しております。

## 7. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産の他、備品等の一部についてはリース契約により使用しております。

- (1) リース物件の取得原価相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額  
(単位：百万円)

|         | 取得原価相当額 | 減価償却累計額相当額 | 期末残高相当額 |
|---------|---------|------------|---------|
| 工具器具・備品 | 17      | 13         | 4       |

- (2) 未経過リース料期末残高相当額

|     |      |
|-----|------|
| 1年内 | 2百万円 |
| 1年超 | 1百万円 |
| 合計  | 4百万円 |

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

- (1) 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

| 属性       | 会社等の名称      | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係                 | 取引の内容      | 取引金額  | 科目       | 期末残高  |
|----------|-------------|----------------|---------------------------|------------|-------|----------|-------|
| 子会社      | とうけん不動産株式会社 | 所有直接100%       | 不動産の賃貸借、仲介資金の援助<br>役員の兼務  | 資金の貸付(注)   | 1,067 | 短期貸付金    | 10    |
|          |             |                |                           |            |       | 長期貸付金    | 1,057 |
| 関連会社     | 中央マリン産業株式会社 | なし             | なし                        | 清算受取配当金    | 151   | —        | —     |
| その他の関係会社 | 前田建設工業株式会社  | 所有直接0%         | 民間工事における共同受注、共同研究開発及び共同購買 | 建設工事の共同企業体 | 1,505 | JV工事未収入金 | 1,505 |

(注) とうけん不動産株式会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 53円11銭  
(2) 1株当たり当期純利益 2円24銭

## 連結貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目            | 金 額     | 科 目            | 金 額     |
|----------------|---------|----------------|---------|
| ( 資 産 の 部 )    |         | ( 負 債 の 部 )    |         |
| 流 動 資 産        | 74,564  | 流 動 負 債        | 68,898  |
| 現 金 預 金        | 29,909  | 支払手形・工事未払金等    | 33,189  |
| 受取手形・完成工事未収入金等 | 33,461  | 短 期 借 入 金      | 10,850  |
| 未成工事支出金        | 2,727   | 未成工事受入金        | 15,657  |
| 販売用不動産         | 134     | 完成工事補償引当金      | 255     |
| 繰延税金資産         | 1,773   | 工事損失引当金        | 166     |
| そ の 他          | 6,573   | 賞 与 引 当 金      | 476     |
| 貸倒引当金          | △13     | そ の 他          | 8,303   |
| 固 定 資 産        | 36,347  | 固 定 負 債        | 19,047  |
| 有形固定資産         | 31,482  | 長期借入金          | 11,074  |
| 建物・構築物         | 14,228  | 繰延税金負債         | 49      |
| 機械、運搬具及び工具器具備品 | 18,222  | 土地再評価に係る繰延税金負債 | 2,758   |
| 土 地            | 23,402  | 退職給付引当金        | 4,455   |
| 建設仮勘定          | 384     | 役員退職慰労引当金      | 24      |
| 減価償却累計額        | △24,755 | そ の 他          | 684     |
| 無形固定資産         | 173     | 負 債 合 計        | 87,946  |
| 投資その他の資産       | 4,691   | ( 純 資 産 の 部 )  |         |
| 投資有価証券         | 2,433   | 株 主 資 本        | 19,619  |
| 繰延税金資産         | 1,108   | 資 本 金          | 10,683  |
| そ の 他          | 1,509   | 資 本 剰 余 金      | 2,490   |
| 貸倒引当金          | △361    | 利 益 剰 余 金      | 6,459   |
| 資 産 合 計        | 110,911 | 自 己 株 式        | △13     |
|                |         | その他の包括利益累計額    | 2,657   |
|                |         | その他有価証券評価差額金   | 106     |
|                |         | 土地再評価差額金       | 2,626   |
|                |         | 為替換算調整勘定       | △75     |
|                |         | 少 数 株 主 持 分    | 688     |
|                |         | 純 資 産 合 計      | 22,965  |
|                |         | 負 債 純 資 産 合 計  | 110,911 |

## 連結損益計算書

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目            | 金 額     | 金 額     |
|----------------|---------|---------|
| 売 上 高          | 107,032 |         |
| 兼業事業売上高        | 925     | 107,957 |
| 売 上 原 価        | 99,321  |         |
| 兼業事業売上原価       | 430     | 99,751  |
| 売 上 総 利 益      | 7,710   |         |
| 兼業事業総利益        | 494     | 8,205   |
| 販売費及び一般管理費     |         | 6,316   |
| 営業外収益          |         | 1,888   |
| 受取利息           | 17      |         |
| 受取配当金          | 172     |         |
| その他            | 86      | 276     |
| 営業外費用          |         |         |
| 支払利息           | 566     |         |
| コミットメント費用      | 173     |         |
| その他            | 221     | 961     |
| 経常利益           |         | 1,204   |
| 特 別 利 益        |         |         |
| 転身支援引当金戻入      | 183     |         |
| 固定資産売却         | 91      |         |
| その他            | 6       | 280     |
| 特 別 損 失        |         |         |
| 災害による損失        | 114     |         |
| 訴訟和解           | 21      |         |
| その他            | 10      | 147     |
| 税金等調整前当期純利益    |         | 1,337   |
| 法人税、住民税及び事業税   | 257     |         |
| 法人税等調整額        | 164     | 421     |
| 少数株主損益調整前当期純利益 |         | 915     |
| 少数株主損失         |         | 2       |
| 当期純利益          |         | 918     |

## 連結株主資本等変動計算書

（平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで）

（単位：百万円）

|                               | 株 主 資 本 |           |           |         |             |
|-------------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                               | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 平成23年4月1日残高                   | 10,683  | 2,490     | 5,950     | △13     | 19,110      |
| 連結会計年度中の変動額                   |         |           |           |         |             |
| 剰余金の配当                        |         |           | △409      |         | △409        |
| 当期純利益                         |         |           | 918       |         | 918         |
| 自己株式の取得                       |         |           |           | △0      | △0          |
| 株主資本以外の項目の<br>連結会計年度中の変動額(純額) |         |           |           |         |             |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | －       | －         | 509       | △0      | 508         |
| 平成24年3月31日残高                  | 10,683  | 2,490     | 6,459     | △13     | 19,619      |

|                               | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額      |                    |                      |                              | 少 数 株 主 分 | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------------|----------------------------|--------------------|----------------------|------------------------------|-----------|-----------|
|                               | そ の 他 有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 土 地 再 評 価<br>差 額 金 | 為 替 換 算 定<br>調 整 勘 定 | そ の 他 の 包 括 利 益<br>累 計 額 合 計 |           |           |
| 平成23年4月1日残高                   | 97                         | 2,235              | △68                  | 2,265                        | 703       | 22,079    |
| 連結会計年度中の変動額                   |                            |                    |                      |                              |           |           |
| 剰余金の配当                        |                            |                    |                      |                              |           | △409      |
| 当期純利益                         |                            |                    |                      |                              |           | 918       |
| 自己株式の取得                       |                            |                    |                      |                              |           | △0        |
| 株主資本以外の項目の<br>連結会計年度中の変動額(純額) | 8                          | 390                | △7                   | 392                          | △15       | 376       |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | 8                          | 390                | △7                   | 392                          | △15       | 885       |
| 平成24年3月31日残高                  | 106                        | 2,626              | △75                  | 2,657                        | 688       | 22,965    |

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ①連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 8社
- ・連結子会社の名称  
(株)トマック、東翔建設(株)、タチバナ工業(株)、東建サービス(株)、東建テクノ(株)、CCT CONSTRUCTORS CORPORATION、とうけん不動産(株)、東建商事(株)

##### ②非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称  
(株)矢内原研究所、(株)オリエント・エコロジー
- ・連結の範囲から除いた理由  
非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ①持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 0社

##### ②持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称  
(株)矢内原研究所、(株)オリエント・エコロジー
- ・持分法を適用しない理由  
持分法を適用していない非連結子会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除いております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社であるCCT CONSTRUCTORS CORPORATIONの決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

①重要な資産の評価基準および評価方法

イ. 有価証券

- ・満期保有目的債券
- ・その他有価証券  
時価のあるもの

償却原価法（定額法）

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

- ・未成工事支出金
- ・販売用不動産

個別法による原価法

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

- ・流動資産・その他（材料貯蔵品）

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社および国内連結子会社は、定率法によっております。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

在外連結子会社は定率法を採用しております。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### ③重要な引当金の計上基準

#### イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### ロ. 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、当連結会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額及び特定工事における将来の補償費用を計上しております。

#### ハ. 工事損失引当金

当連結会計年度末における手持工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。

#### ニ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### ホ. 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

#### ヘ. 役員退職慰労引当金

国内連結子会社は、取締役、監査役の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

### ④完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事については、工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の当連結会計年度末における進捗度の見積りは、原価比例法によっております。

### ⑤消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっております。



## 2. 表示方法の変更に関する注記

### 連結損益計算書

#### ①保険解約返戻金

前連結会計年度において区分掲記しておりました「保険解約返戻金」は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。なお、当連結会計年度における「保険解約返戻金」の額は、21百万円であります。

#### ②保険団体事務手数料

前連結会計年度において区分掲記しておりました「保険団体事務手数料」は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。なお、当連結会計年度における「保険団体事務手数料」の額は、8百万円であります。

#### ③固定資産売却益

前連結会計年度において「固定資産売却益」は、特別利益の「その他」に含めて表示しておりましたが、特別利益の総額の100分の10を超えたため、区分掲記しております。なお、前連結会計年度における「固定資産売却益」の額は、5百万円であります。

#### ④災害による損失

前連結会計年度において「災害による損失」は、特別損失の「その他」に含めて表示しておりましたが、特別損失の総額の100分の10を超えたため、区分掲記しております。なお、前連結会計年度における「災害による損失」の額は、64百万円であります。

## 3. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保付債務

|             |                          |           |
|-------------|--------------------------|-----------|
| ①担保に供している資産 | 受取手形・完成工事未収入金等(完成工事未収入金) | 719百万円    |
|             | 販売用不動産                   | 41百万円     |
|             | 建物・構築物                   | 3,551百万円  |
|             | 機械、運搬具及び工具器具             | 1,235百万円  |
|             | 備品(船舶)                   |           |
|             | 土地                       | 23,117百万円 |
|             | 投資有価証券                   | 154百万円    |
|             | 計                        | 28,819百万円 |

営業保証金の代用等として担保に供している資産

|                    |                                                                              |                                                                                                                                                                                                                            |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                    | 投資有価証券                                                                       | 23百万円                                                                                                                                                                                                                      |
| ②担保に係る債務の金額        | 短期借入金（長期借入金の振替分を含む）                                                          | 2,790百万円                                                                                                                                                                                                                   |
|                    | 流動負債・その他（未払金）                                                                | 24百万円                                                                                                                                                                                                                      |
|                    | 長期借入金                                                                        | 9,916百万円                                                                                                                                                                                                                   |
|                    | 固定負債・その他（長期預り金）                                                              | 94百万円                                                                                                                                                                                                                      |
|                    | 固定負債・その他（長期未払金）                                                              | 74百万円                                                                                                                                                                                                                      |
|                    | 計                                                                            | 12,901百万円                                                                                                                                                                                                                  |
| (2) 保証債務の内容及び金額    |                                                                              |                                                                                                                                                                                                                            |
|                    | 銀行借入金についての保証                                                                 | 104百万円                                                                                                                                                                                                                     |
|                    | 住宅分譲前金保証                                                                     | 91百万円                                                                                                                                                                                                                      |
| (3) 受取手形割引高及び裏書譲渡高 |                                                                              |                                                                                                                                                                                                                            |
|                    | 受取手形割引高                                                                      | 754百万円                                                                                                                                                                                                                     |
|                    | 受取手形裏書譲渡高                                                                    | 76百万円                                                                                                                                                                                                                      |
| (4) 事業用土地の再評価      |                                                                              |                                                                                                                                                                                                                            |
|                    | 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。 |                                                                                                                                                                                                                            |
|                    | ・再評価の方法                                                                      | 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格（一部は同条第2号に定める国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格、同条第4号に定める地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価）に合理的な調整を行って算出 |
|                    | ・再評価を行った日                                                                    | 平成12年3月31日                                                                                                                                                                                                                 |

- ・再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 △8,675百万円
  - ・上記のうち賃貸等不動産に係る当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 △946百万円
- (5) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額 45百万円

#### 4. 連結損益計算書に関する注記

- 工事進行基準による完成工事高 29,011百万円  
 売上原価のうち工事損失引当金繰入額 139百万円

#### 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

普通株式 400,355千株

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額(百万円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-------------|-------------|------------|------------|
| 平成23年6月29日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 347         | 1.0         | 平成23年3月31日 | 平成23年6月30日 |
| 平成23年6月29日<br>定時株主総会 | 優先株式  | 62          | 6.275       | 平成23年3月31日 | 平成23年6月30日 |

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成24年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

配当金の総額 400百万円

1株当たり配当額 1.0円

基準日 平成24年3月31日

効力発生日 平成24年6月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び完成工事未収入金に係る顧客の信用リスクは、顧客について厳格な審査の実施や情報の収集等の与信管理を行いリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期毎に時価の把握を行っています。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

|                 | 連結貸借対照表<br>計上額(*) | 時価(*)    | 差額  |
|-----------------|-------------------|----------|-----|
| ①現金預金           | 29,909            | 29,909   | —   |
| ②受取手形・完成工事未収入金等 | 33,461            | 33,461   | —   |
| ③投資有価証券         |                   |          |     |
| 満期保有目的の債券       | 12                | 12       | 0   |
| その他有価証券         | 960               | 960      | —   |
| ④支払手形・工事未払金等    | (33,189)          | (33,189) | —   |
| ⑤短期借入金          | (10,850)          | (10,850) | —   |
| ⑥長期借入金          | (11,074)          | (11,075) | (0) |

(\*)負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

#### ①現金預金及び②受取手形・完成工事未収入金等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### ③投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提供された価格によっております。

④支払手形・工事未払金等及び⑤短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑥長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定期間毎に区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定してしております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額は1,461百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

## 7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、兵庫県その他の地域において、賃貸用の土地、建物を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：百万円)

| 連結貸借対照表計上額 | 時価    |
|------------|-------|
| 7,167      | 5,813 |

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）によっております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- |                |        |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 55円67銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 2円43銭  |

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成24年5月11日

東洋建設株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大田原吉隆 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 矢部直哉 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東洋建設株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成24年5月11日

東洋建設株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大田原吉隆 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 矢部直哉 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東洋建設株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。



当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第92期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、総合監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び支店等において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等から、その構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

さらに、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制につきましては、取締役等及び新日本有限責任監査法人から、両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

なお、内部監査に関しましては、事前に総合監査部から監査計画の説明を受け、実施した監査の結果について報告書を閲覧し、必要に応じて説明を受けるとともに意見を表明いたしました。

子会社につきましては、関係会社社長会等の会議に出席するとともに、子会社に赴き、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、その事業及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

会計監査に関しましては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に基づき整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく表示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む）の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月24日

東洋建設株式会社 監査役会

|                  |       |   |
|------------------|-------|---|
| 常勤監査役            | 城野水雄  | Ⓜ |
| 常勤監査役<br>(社外監査役) | 阪田悦紹  | Ⓜ |
| 常勤監査役<br>(社外監査役) | 徳永和也  | Ⓜ |
| 監査役<br>(社外監査役)   | 川崎登志嗣 | Ⓜ |

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題と位置付けており、業績に応じた配当を行うことを基本としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を総合的に勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 配当財産の種類

金銭

#### 2. 配当財産の割当に関する事項及びその総額

普通株式            1株につき金1.0円            配当総額400,159,388円

#### 3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成24年6月29日

## 第2号議案 株式併合の件

### 1. 株式併合を必要とする理由

当社は、平成24年1月に第二回優先株式の普通株式への転換が完了したことに伴い、全ての優先株式が普通株式へ転換されたため、平成24年3月31日現在の普通株式の発行済株式総数は400,355,919株となっております。今般、発行済株式総数を適正化し、より安定した経営を継続するための資本戦略として、株式併合を実施するものであります。

これにより、時価総額に比べて発行済株式総数が多いという課題が解消され、ひいては適正な株価形成に寄与するものと考えます。また、配当への機動性が増すとともに、1株あたりの諸指標や株価について他社との比較が容易になり、当社の状況に対するご理解をより深めていただけるものと考えます。

なお、本株式併合により、株主の皆様のご権利や株式市場における利便性・流動性にできるだけ影響を及ぼすことのないよう、本議案が承認可決されることを条件として、本株式併合の効力発生日と同時に単元株式数を1,000株から100株に、また、発行可能株式総数を3億2千万株に変更する予定であります。

### 2. 株式併合の内容

当社の発行済株式総数400,355,919株について、5株を1株に併合して、80,071,183株といたします。

### 3. 株式併合の効力発生日

平成24年10月1日

### 4. その他

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合は、すべての端数株式を一括して売却処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

その他手続き上の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

### 第3号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社の事業内容の拡大と多様化に伴い、現行定款第2条に目的事項の追加を行い、号文の新設に伴う号数の繰り下げを行うものであります。
- (2) 第二回優先株式の全株式の消却に伴い、現行定款第6条、第8条、第12条及び第20条の内容の定めを削除するとともに、必要な文言の修正を行うものであります。
- (3) 全国の証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、全ての国内上場企業の売買単位を最終的に100株に集約することを目指しております。当社は、上場企業として行動計画の趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を100株に変更するため、現行定款第8条の、普通株式の単元株式数を変更するものであります。
- (4) 株式の併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るために現行定款第6条を変更するものであります。
- (5) 上記変更に伴う条数の繰り上げ等、所要の変更をするものであります。
- (6) 第6条及び第8条の変更は、優先株式に関する事項を除き、第2号議案が承認可決され、かつ第2号議案に係る株式併合の効力が発生することを条件とし、平成24年10月1日をもって、その効力が発生するものとする附則を設けるものであります。

なお、現行定款第6条に定める発行可能株式総数は本定時株主総会の承認により、「当社の発行可能株式総数は、5億7千万株とする」とし、株式併合の効力発生日以降、変更案のとおり変更するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線の箇所は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                 | 変 更 定 款 案                                                                     |
|---------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総則                                                  | 第1章 総則                                                                        |
| (目的)                                                    | (目的)                                                                          |
| 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。                                | 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。                                                      |
| 1 土木建築工事の調査、測量、企画、設計、施工、監理及びコンサルタント業務の請負並びに受託           | 1 (現行どおり)                                                                     |
| 2 土地造成、地域開発、都市開発、海洋開発及び環境整備に関する事業並びにこれらに関する調査、企画、設計及び監理 | 2 土地造成、地域開発、都市開発、海洋開発、 <u>資源エネルギー開発及び環境整備に関する事業並びにこれらに関する調査、企画、設計及び監理</u>     |
| (新設)                                                    | 3 <u>港湾、空港、河川、道路、鉄道、上水道、下水道、庁舎、廃棄物処理施設その他の公共施設並びにこれらに関する施設の企画、保有、維持管理及び運営</u> |
| (新設)                                                    | 4 <u>発電及び電気、熱等のエネルギーの供給に関する事業並びにこれらに関する施設の管理、運営及び賃貸</u>                       |
| 3 建設工事用の船舶、機械器具及び資材の設計、製造、修理、売買及び貸借                     | 5 建設工事用の船舶、機械器具及び資材の設計、製造、修理、売買及び貸借                                           |
| 4 産業財産権、ノウハウ等の売買、賃貸及び技術指導並びにソフトウェアの開発、賃貸及び販売            | 6 産業財産権、ノウハウ等の売買、賃貸及び技術指導並びにソフトウェアの開発、賃貸及び販売                                  |
| 5 不動産の売買、交換、貸借、仲介、管理及び鑑定                                | 7 不動産の売買、交換、貸借、仲介、管理及び鑑定                                                      |
| (新設)                                                    | 8 <u>産業廃棄物・一般廃棄物・建設副産物の収集、運搬、処理及び再利用に関する事業</u>                                |

| 現 行 定 款                                                                            | 変 更 定 款 案                              |
|------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 6 運輸、倉庫及び港湾施設に関する事業                                                                | 9 運輸、倉庫及び港湾施設に関する事業                    |
| 7 保健、体育、娯楽施設の経営に関する事業                                                              | 10 保健、体育、娯楽施設の経営に関する事業                 |
| 8 建物の保守管理並びに保安警備の受託                                                                | 11 建物の保守管理並びに保安警備の受託                   |
| 9 砂利、砂、土石の採取及び販売                                                                   | 12 砂利、砂、土石の採取及び販売                      |
| 10 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく代理業                                                      | 13 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく代理業          |
| 11 旅行業並びに金融業                                                                       | 14 旅行業並びに金融業                           |
| 12 旅館及び飲食店の経営に関する事業                                                                | 15 旅館及び飲食店の経営に関する事業                    |
| 13 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業                                                             | 16 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業                 |
| 14 貨物運送取扱事業                                                                        | 17 貨物運送取扱事業                            |
| 15 林業及び保養地、観光地等の周辺環境の保全育成の為の植林・育林・伐採業務                                             | 18 農林水産に関する事業                          |
| 16 前各号に附帯関連する一切の事業                                                                 | 19 前各号に附帯関連する一切の事業                     |
| 第3条～第5条 (条文省略)                                                                     | 第3条～第5条 (現行どおり)                        |
| 第2章 株式<br>(発行可能株式総数)                                                               | 第2章 株式<br>(発行可能株式総数)                   |
| 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>5億8,829万4,000株とし、このうち5億7,000万株は普通株式、1,829万4,000株は優先株式とする。</u> | 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3億2,000万株とする。</u> |
| 第7条 (条文省略)<br>(単元株式数)                                                              | 第7条 (現行どおり)<br>(単元株式数)                 |
| 第8条 当社の単元株式数は、 <u>普通株式及び優先株式それぞれにつき1,000株とする。</u>                                  | 第8条 当社の単元株式数は <u>100株</u> とする。         |
| 第9条～第11条 (条文省略)<br>(優先株式)                                                          | 第9条～第11条 (現行どおり)<br>(削除)               |
| 第12条 当社の発行する優先株式の内容は、 <u>次のとおりとする。</u>                                             |                                        |



| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 変 更 定 款 案   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| <p>1 当社は、第46条に定める剰余金の配当をするときは、<u>優先株式を有する株主（以下優先株主という。）または優先株式の登録株式質権者（以下優先登録株式質権者という。）に対し、普通株式を有する株主（以下普通株主という。）または普通株式の登録株式質権者（以下普通登録株式質権者という。）に先立ち、優先株式1株につき年25円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金の配当（以下優先配当金という。）をする。ある事業年度において、優先株主または優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。当社は、優先株主または優先登録株式質権者に対し、優先配当金を超えて配当しない。</u></p> <p>2 当社は、<u>残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき250円を支払う。優先株主または優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。</u></p> <p>3 当社は、いつでも優先株式を取得し、これを消却することができる。</p> <p>4 優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、<u>優先株主は、平成19年4月1日以降、当社の前事業年度の繰越利益剰余金が20億円を超える場合に、優先株主に対して優先配当金全額を支払う旨の議案が前事業年度に係る定時株主総会に提出されない場合は当該総会より、またはその議案が当該総会において否決された場合は当該総会の終結の時より、優先株主に対して優先配当金全額を支払う旨の決議がなされる時まで議決権を有する。</u></p> | <p>(削除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 変 更 定 款 案   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| <p>5 <u>当社は、法令に定める場合を除き、優先株式について株式の併合または分割は行わないものとする。当社は、優先株主には、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式または新株予約権の無償割当てを行わない。</u></p> <p>6 <u>優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める取得を請求し得べき期間中、当該決議で定める取得の条件で普通株式と引換えに優先株式を取得するよう請求することができる。</u></p> <p>7 <u>当社は、取得を請求し得べき期間中に取得請求のなかった優先株式を、同期間の末日の翌日以降の日で取締役会の決議にて定める日(以下強制取得日という。)において、取締役会の決議により、優先株式1株の発行価額を強制取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに当社が取得する。ただし、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入するものとし、かかる計算により得られる金額が50円を下回るときは、50円とする。</u></p> | <p>(削除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 変 更 定 款 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>上記の普通株式数の算出に当って1株に満たない端数が生じたときは、会社法第235条第2項に定める株式の分割または併合の場合に準じてこれを取扱う。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第19条 (条文省略)</p> <p><u>(種類株主総会)</u></p> <p>第20条 <u>第15条ないし第19条の規定(第17条第2項を除く。)</u>は、<u>種類株主総会について、これを準用する。</u></p> <p>第21条～第47条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> | <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第19条～第45条 (現行どおり)</p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>第6条及び第8条の変更は、優先株式に関する事項を除き当社第90回定時株主総会の第2号議案が承認可決され、かつ第2号議案に係る株式併合の効力が発生することを条件とし、平成24年10月1日をもってその効力が発生するものとする。なお、本附則は平成24年10月1日の経過後、これを削除するものとする。</u></p> |

第4号議案 取締役10名選任の件

取締役9名は、本定時株主総会終結の時をもって全員任期が満了いたします。つきましては、取締役10名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、当社における地位・担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                           | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-------|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1     | 毛利茂樹<br>(昭和24年3月1日生)  | 昭和46年4月 当社入社<br>平成13年10月 総務部長<br>平成14年6月 取締役 執行役員<br>平成16年6月 取締役 常務執行役員<br>平成19年6月 取締役 専務執行役員<br>平成20年6月 代表取締役 専務執行役員<br>平成21年4月 代表取締役 専務執行役員管理本部長<br>兼C P・リスク管理部管掌<br>平成22年4月 代表取締役社長 執行役員社長<br>現在に至る | 162,000株           |
| 2     | 前田正孝<br>(昭和23年3月30日生) | 平成13年8月 国土交通省 中国地方整備局長<br>平成14年9月 財団法人港湾空間高度化環境研究センター 理事長<br>平成19年9月 当社常務理事<br>平成20年6月 取締役 専務執行役員土木担当<br>平成22年4月 取締役 執行役員副社長土木事業本部・総合技術研究所管掌<br>現在に至る                                                  | 48,000株            |
| 3     | 大江秀次<br>(昭和24年1月2日生)  | 平成16年4月 前田建設工業株式会社 横浜支店長<br>平成19年1月 前田建設工業株式会社 中部支店長<br>平成20年6月 前田建設工業株式会社 取締役執行役員建築事業本部副本部長ものづくり(建築)担当<br>平成22年4月 当社顧問<br>平成22年6月 取締役 執行役員副社長建築事業本部管掌<br>現在に至る                                        | 36,000株            |
| 4     | 中本義人<br>(昭和24年1月2日生)  | 平成14年10月 株式会社UFJ銀行 内部監査部部長<br>兼与信監査室長<br>平成15年10月 当社専務執行役員<br>平成16年6月 取締役 専務執行役員<br>平成19年6月 取締役 専務執行役員経営企画室・総合監査部管掌<br>平成24年4月 取締役 専務執行役員総合監査部管掌<br>現在に至る                                              | 79,000株            |
| 5     | 濱邊修一<br>(昭和24年7月23日生) | 昭和48年4月 当社入社<br>平成15年4月 東京支店長<br>平成16年6月 執行役員<br>平成21年3月 執行役員関東支店長<br>平成21年6月 常務執行役員<br>平成22年6月 取締役 常務執行役員関東支店長<br>平成23年4月 取締役 専務執行役員関東支店長<br>平成24年4月 取締役 専務執行役員土木事業本部長<br>兼安全環境部管掌<br>現在に至る           | 95,000株            |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)           | 略歴、当社における地位・担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                           | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-------|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 6     | 片山善和<br>(昭和26年2月15日生)  | 昭和48年4月 当社入社<br>平成15年4月 北陸支店長<br>平成18年6月 執行役員<br>平成20年6月 取締役 執行役員土木本部副本部長兼<br>土木企画部長<br>平成22年4月 取締役 常務執行役員土木事業本部長<br>兼営業第一部長兼安全環境部管掌<br>平成23年4月 取締役 常務執行役員土木事業本部長<br>兼安全環境部管掌<br>平成24年4月 取締役 専務執行役員国際事業管掌<br>現在に至る                     | 132,000株           |
| 7     | 二浪誠一<br>(昭和23年11月29日生) | 昭和46年4月 当社入社<br>平成14年10月 財務部長<br>平成16年6月 執行役員<br>平成18年6月 常務執行役員経営企画室長<br>平成22年4月 常務執行役員経営企画室長兼管理本部<br>長兼C P・リスク管理部管掌<br>平成22年6月 取締役 常務執行役員経営企画室長兼<br>管理本部長兼C P・リスク管理部管掌<br>兼C S R担当<br>平成24年4月 取締役 常務執行役員経営管理本部管<br>掌兼C S R担当<br>現在に至る | 86,000株            |
| 8     | 武澤恭司<br>(昭和26年8月8日生)   | 昭和50年4月 当社入社<br>平成15年4月 関東建築支店長<br>平成18年6月 執行役員<br>平成20年6月 取締役 執行役員建築本部副本部長<br>平成22年4月 取締役 常務執行役員建築事業本部長<br>現在に至る                                                                                                                      | 73,000株            |
| 9     | 宮脇清文<br>(昭和29年1月14日生)  | 昭和51年4月 当社入社<br>平成19年4月 国際支店長<br>平成19年6月 執行役員国際支店長<br>平成21年4月 執行役員大阪本店長<br>平成21年6月 常務執行役員大阪本店長<br>現在に至る                                                                                                                                | 60,000株            |
| 10    | 森山越郎<br>(昭和27年6月21日生)  | 昭和51年4月 当社入社<br>平成18年4月 土木本部土木企画部長<br>平成20年4月 北陸支店長<br>平成20年6月 執行役員北陸支店長<br>平成23年4月 常務執行役員土木事業本部副本部長兼<br>土木企画部長<br>平成24年4月 常務執行役員関東支店長<br>現在に至る                                                                                        | 42,000株            |

(注) 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

## 第5号議案 監査役2名選任の件

監査役川崎登志嗣、阪田悦紹の両氏は本定時株主総会終結の時をもって任期が満了いたします。つきましては、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)           | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                           | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-------|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1     | 川崎 登志嗣<br>(昭和23年1月2日生) | 平成14年7月 川崎製鉄株式会社 蘇我臨海開発部長<br>平成15年4月 ケー・エス・セキュリティー株式会社 代表取締役社長<br>平成17年4月 JFEセキュリティー株式会社 代表取締役社長<br>平成23年4月 JFE東日本ジーエス株式会社 相談役<br>平成23年6月 当社監査役兼JFE東日本ジーエス株式会社 相談役<br>現在に至る                                                         | 2,000株             |
| 2     | 平形 光男<br>(昭和29年2月5日生)  | 平成14年4月 株式会社みずほコーポレート銀行 ポートフォリオマネジメント部長<br>平成18年3月 株式会社みずほコーポレート銀行 常勤監査役<br>平成21年4月 みずほ証券株式会社 常務執行役員(広報・IR部、国際部、北京・上海・ムンバイ各駐在員事務所担当、アジア委員会副委員長)<br>平成22年4月 みずほ証券株式会社 常務執行役員国際部門副部門長兼みずほインターナショナル会長<br>平成24年4月 みずほ証券株式会社 理事<br>現在に至る | 一株                 |

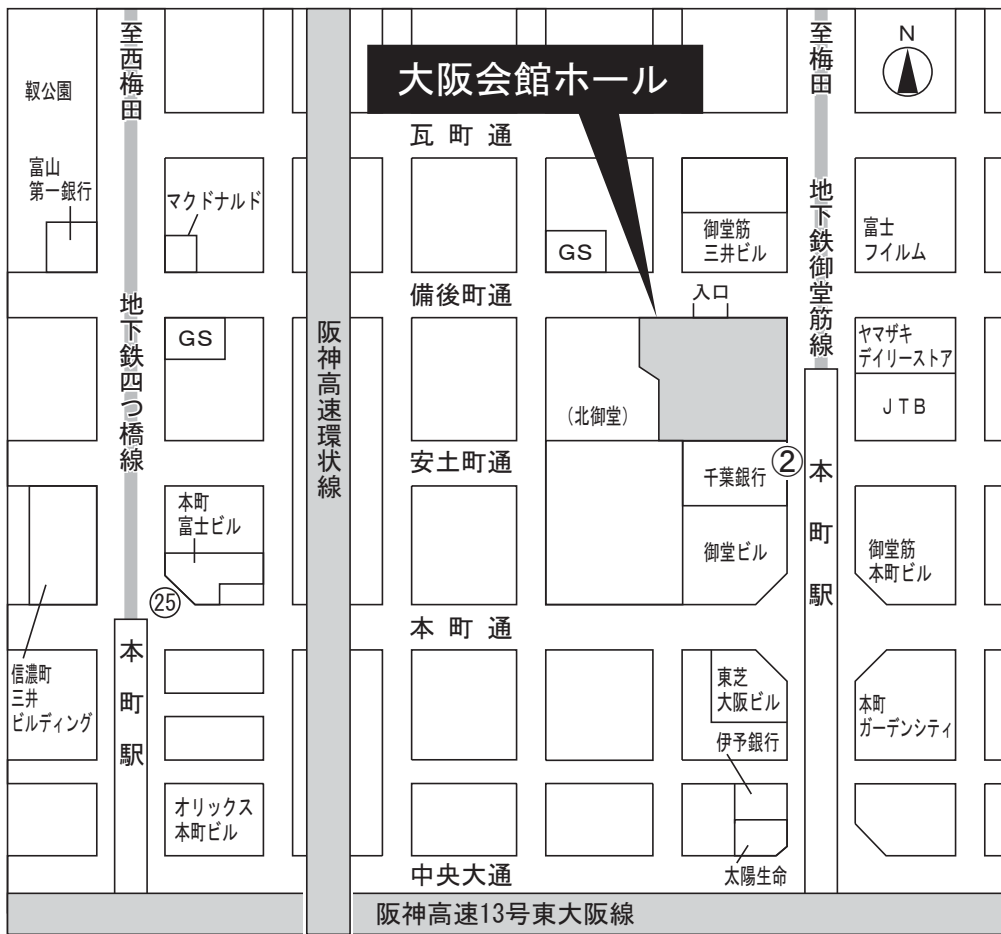
- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 川崎登志嗣、平形光男の両氏は社外監査役候補者であります。なお、当社は川崎登志嗣氏を東京証券取引所、大阪証券取引所規則に定める独立役員として両取引所に届け出ております。
3. 社外監査役候補者の選任理由  
川崎登志嗣、平形光男の両氏は上記経歴のとおり、専門的な知識と豊富な経験に基づき、当社の経営全般に対して指導及び監査をいただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数  
川崎登志嗣氏の社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。

以上



## 株主総会会場ご案内略図

会場 大阪市中央区本町四丁目1番52号（北御堂下）  
大阪会館ホール  
電話 (06) 6261-9351（代表）



最寄駅 地下鉄御堂筋線・中央線「本町駅」2番出口より徒歩1分  
地下鉄四つ橋線「本町駅」25番出口より徒歩10分